

トピックス

緊急経済対策融資をご活用ください

茨城県では、国が「安心実現のための緊急総合対策」に基づき創設した「緊急保証制度」を活用して、「セーフティネット融資」に、現行融資限度額（5千万円）とは別枠の「緊急経済対策融資（限度額：5千万円）」を実施しています。是非、ご活用ください!!

◆融資概要◆

国が指定した業況の悪化している業種760業種（2/27改正）に該当する県内中小企業（県内業歴1年以上）で、次のいずれかの要件に該当する方

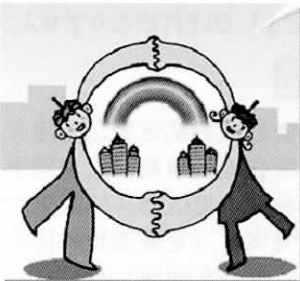
- (1)最近3か月間の平均売上高等が前年同期に比べ3%以上減少している場合
- (2)原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない場合
- (3)最近3か月間の平均売上総利益率等が前年同期に比べ3%以上減少している場合

融資限度額	運転資金 5,000万円（既存のセーフティネット融資とは別枠で利用可能）
融資（据置）期間	7年以内（据置2年以内）
融資利率	年1.6%～年1.8%（固定金利）
保証料	年0.8% ※県で左記保証料の1割を補助します！

◆融資の手続き◆

市町村長の認定を受けた後、申込窓口となっている機関（中央会又は商工会議所・商工会）で融資申込の受付を行ってください。

詳細は、中央会団体支援課（TEL029-224-8030）へお問い合わせください。



全国ネットの人材情報で 出向・移籍、転職をサポート!

全国ネット

全国47都道府県の事務所
所で取扱っております。

信頼と安心

経済・産業団体と厚生
労働省の協力で設立さ
れた公益法人です。

無料

情報の提供、相談、
あっせんの費用はかか
りません。



財団
法人

産業雇用安定センター 茨城事務所

〒310-0803 茨城県水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル4階

TEL 029-231-6044

FAX 029-233-3602

E-Mail: ibaraki-j2@sangyokoyo.or.jp